

平成24年10月吉日



弁護士法人

新潟第一法律事務所

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

「関与先の会社が金融円滑化法の適用を受けている」
「社長から資金繰りの相談を受けている…」
「事業を立て直すには、どんな方法があるのか？」
・・・といった税理士事務所の先生方・スタッフ様
「今後はリスケジュールは受けられないの？」
「取引先や地域経済への悪影響が不安…」
「知識として事業再生の方法を知っておきたい」
・・・といった中小企業の経営者様

…あてはまる方は、是非どうぞ！

ミニ・セミナーのご案内 税理士の先生方にお勧め！ 「金融円滑化法終了後の対応法」

拝啓 秋冷の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回は、いよいよ来年3月末で最終期限を迎える「中小企業金融円滑化法」終了後における対応法をテーマとして、経営状態の厳しい中小企業等の金融機関対応、事業の継続か断念かの見極め、事業再生の方法等について、その枠組みを大づかみで解説いたします（11月と12月は同一内容です。）。講師は、数多くの中小企業の倒産案件に取り組み、この分野に力を入れている当事務所の今井慶貴弁護士です。対象は、関与先企業様へのアドバイスを求められる税理士事務所の先生方・スタッフ様をはじめ、このテーマに関心のある中小企業経営者の皆様です。

ご希望の方は、本用紙に所定事項をご記入の上、①については11/19（月）まで、②については12/8（金）までにFAXにてお申込み下さい（それぞれ先着20名様限定）。 敬具

〈講師〉 弁護士 今井 慶貴（当事務所 副理事長 新潟事務所所属）

〈日時〉 ① 平成24年11月21日（水） 午後3時～4時30分

② 平成24年12月11日（火） 午後3時～4時30分

〈会場〉 技術士センタービルI-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2（県庁近く）*駐車場あり

〈参加費〉 2,000円（税込み）*当日、会場にて申し受けます。

*特典1：お二人目からは1,000円 *特典2：無料相談券をプレゼント中。

FAX (025) 280-1552 【金融円滑化法終了後の対応法セミナー申込用紙】

	<input type="checkbox"/> 11月21日の回に参加します	<input type="checkbox"/> 12月11日の回に参加します
事業所名・ 参加者氏名		
住所	(〒 -)	
質問事項		
電話		FAX

♪ ミニ・セミナーのご案内について ♪ 【今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要】